

# 令和3年 第10回金沢市教育委員会定例会議

1 日 時：令和3年10月20日（水） 13時30分～15時00分（予定）

2 場 所：金沢市役所 第二本庁舎 2階 2201会議室

3 審議等

頁

議案第25号 令和4年度 金沢市立小・中学校における教育課程編成・実施の基本方針（案）について  
（学校指導課）・・・1

報告第39号 夏季休業期間中における臨時休業を想定したオンライン登校日の実施状況等について  
（学校指導課）・・・6

報告第40号 新型コロナウイルス感染症による児童生徒の発生状況および「まん延防止等重点措置」の  
適用解除を踏まえた金沢市立学校の対応等について  
（学校指導課）・・・11

報告第41号 令和4年度 金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項について  
（市立工業高等学校事務局）・・・15

報告第42号 令和3年度 金沢市社会教育功労者表彰について  
（生涯学習課）・・・23

その他

（1）次回の定例会議の日程について

令和4年度 金沢市立小・中学校における教育課程編成・実施の基本方針（案）について

令和3年10月20日 提出

金沢市教育委員会  
教育長 野口 弘

## 令和4年度 金沢市立小・中学校における教育課程編成・実施の基本方針 [概要]

### I 教育課程編成の基本的な考え方

#### 1 金沢ベーシックカリキュラムに基づく特色ある教育課程の編成

- (1) 特色ある教育課程の編成
- (2) 中学校区の実態に応じた教育課程の編成
- (3) 道徳教育の指導計画作成と教育課程の編成（「特別の教科 道徳」含む）
- (4) 人権教育の指導計画作成と教育課程の編成
- (5) 健康教育の指導計画作成と教育課程の編成

#### 2 金沢ふるさと学習の推進

- (1) 教育課程上の位置付け
- (2) 学校の実情や地域の実態に応じた教育課程の編成
- (3) 身に付けさせたい資質・能力及び態度を育成するための教育課程の充実
- (4) 「金沢SDGs」の視点での教育課程の充実

#### 3 金沢「絆」活動の推進

- (1) 金沢「絆」プロジェクトに係る教育課程の編成
- (2) 金沢「絆」の日に係る教育課程の編成

#### 4 特別支援学級、通級指導教室における教育課程の編成

- (1) 一人一人の教育的ニーズに応じた教育課程の編成
- (2) 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を生かした教育課程の編成
- (3) 「特別の教科 道徳」の教育課程の編成
- (4) 「自立活動」の教育課程の編成

#### 5 信頼される学校づくりに向けた教育課程の編成

- (1) 保護者・地域住民の理解を深めることを意識した教育課程の編成
- (2) 学校評価を生かした教育課程の改善
- (3) 保護者・地域住民と連携した教育課程の編成
- (4) 地域の人材や施設、近隣の教育機関等との連携を意識した教育課程の編成

## II 教育課程実施の基本的な考え方

### 1 教育課程実施における量的な把握と質的な把握

- (1) 教育課程実施状況の量的な把握
- (2) 教育課程実施状況の質的な把握

### 2 各学校における特色ある教育課程の実施

- (1) 学力調査や体力・運動能力調査の結果を生かした教育課程の実施
- (2) 「特色ある学習内容」の実施と次年度への反映

### 3 特別な支援を必要とする児童生徒に対する教育課程の実施

- (1) 特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒の実態に合った教育課程の実施と次年度への反映
- (2) 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対する段階的な教育課程の実施

### 4 信頼される学校づくりに向けた教育課程の実施

- (1) 学校評価結果を生かした教育課程の実施と見直し
- (2) 保護者や地域住民への学校評価結果の公表

## III 教育課程編成・実施の留意事項

### 1 指導計画の内容

- (1) 小学校において編成する教育課程
- (2) 中学校において編成する教育課程
- (3) 各学校の教育課程に位置付ける指導計画
  - ①道徳教育 ②人権教育 ③健康教育

### 2 教育課程の編成・実施に向けた各担当者の役割

- (1) 主幹教諭・教務主任の役割
- (2) 研究主任（学力向上担当者）の役割
- (3) 生徒指導主事の役割
- (4) 進路指導主事等の役割
- (5) 保健主事等の役割
- (6) 道徳教育推進教師の役割
- (7) 人権教育担当者の役割
- (8) GIGA スクール推進リーダーの役割
- (9) 各種教育担当者の役割

### 3 特別な支援を必要とする児童生徒の教育課程の編成・実施に向けた各担当者の役割

- (1) 特別支援教育コーディネーターの役割
- (2) 特別支援学級担当者の役割
- (3) 通級指導教室担当者の役割

### 4 教育課程実施状況の把握と改善

- (1) 各種調査による教育課程実施状況の把握と改善
- (2) 学校評価による教育課程実施状況の把握と改善

### 5 教育課程編成・実施に向けて留意すべき内容・授業時数等

- (1) 小・中学校の標準授業時数
- (2) 年間授業時数の1単位時間
- (3) 標準授業時数を上回る指導時間の確保に向けた休業日における授業の実施
- (4) 土曜授業及び週休日を活用した授業を実施する際の留意点
- (5) 長期休業日を活用した授業を実施する際の留意点
- (6) 学級担任・教科担当者等による教育課程実施状況の点検・評価
- (7) 総合的な学習の時間の留意点
- (8) 金沢ふるさと学習の授業時数
- (9) 小学校英語活動・英語科ショートタイムにおける授業時数と指導内容の記載
- (10) 情報活用能力を育成するための教育課程の編成
- (11) まとめや習熟の時間、定着が不十分な単元等への十分な時数配当
- (12) 金沢ベーシックカリキュラムの「主な学習内容」を変更する場合の留意点
- (13) 小学校プログラミング教育の実施上の留意点
- (14) 特別活動における「キャリア・パスポート」の活用

### 6 特別支援学級の教育課程編成・実施に向けて留意すべき内容・授業時数等

- (1) 教科・領域のバランスや豊かな経験・学習を考慮した教育課程の編成
- (2) 児童生徒の発達段階や生活年齢を考慮した教育課程の編成
- (3) 欠席・早退時等の教育課程における実施時数の取扱い
- (4) 特別支援学級における指導時数と交流学級における指導時数の把握
- (5) 「学級活動」の指導
- (6) 「特別の教科 道徳」の指導及び教育課程への記載

### 7 G I G Aスクール構想に基づく教育課程の実施に向けて留意すべき内容

- (1) すべての学習活動における学習用端末等の積極的な活用
- (2) 各教科の特質やICTの利点等を踏まえた活用
- (3) 「ICT版金沢型学習スタイル」に基づいた授業の実践

#### IV 新型コロナウイルス感染症対策と学びの保障の両立に向けての留意事項

##### 1 児童生徒の「学びの保障」のための教育活動

- (1) 学校の実情に応じたオンラインを活用した授業
- (2) 感染症対策を講じた学校ならではの学びの確保

##### 2 各教科等の指導における感染症対策

- (1) 各教科等の指導における基本的な留意点
- (2) 感染のリスクが高い学習活動における留意点
- (3) 感染のリスクが特に高い学習活動における留意点
- (4) 授業や部活動、各種学校行事等の教育活動の継続と保障

※令和4年度 金沢市立小中学校の標準授業時数【小学校】別表1【中学校】別表2

夏季休業期間中における臨時休業を想定したオンライン登校日の実施状況等について

令和3年10月20日 提出

金沢市教育委員会  
教育長 野口 弘

## 夏季休業期間中における臨時休業を想定したオンライン登校日の実施状況等について

臨時休業となった際に、円滑にオンラインを活用した授業が実施できるように、試験的に行ったオンライン登校日の実施状況等は、以下の通りである。

### 1 実施校

(小学校53校1分校、中学校24校1分校)

	小学校	中学校	計
実施した学校	53校1分校	24校1分校	77校2分校

### 2 実施結果

#### (1) 児童・生徒の参加状況

	小学校	中学校	計
参加	20,114人 (89.1%)	10,439人 (93.0%)	30,553人 (90.4%)
不参加	2,470人 (10.9%)	785人 (7.0%)	3,255人 (9.6%)
計	22,584人 (100.0%)	11,224人 (100.0%)	33,808人 (100.0%)

(令和3年9月1日現在)

## (2) 主な実施内容

- ・健康観察
- ・本の読み聞かせ
- ・操作確認
- ・平和学習（講話、動画視聴 など）
- ・夏休みに楽しかったこと等についてのテーマトーク

## 3 不参加の主な理由

	小学校	中学校	計
家庭の都合等	1,050人 (42.5%)	203人 (25.9%)	1,253人 (38.5%)
体調不良	60人 (2.4%)	120人 (15.3%)	180人 (5.5%)
Wi-Fiの未整備	118人 (4.8%)	19人 (2.4%)	137人 (4.2%)
その他	1,242人 (50.3%)	443人 (56.4%)	1,685人 (51.8%)
計	2,470人 (100.0%)	785人 (100.0%)	3,255人 (100.0%)

(令和3年9月1日現在)

### ※その他の主な理由

- ・登校日の失念
- ・機器の不具合
- ・外出
- ・部活動の大会等への参加
- など

#### 4 課題

- ・操作に不慣れな児童生徒への対応
- ・インターネットに接続できない環境にある家庭への対応

#### 5 今後の対応

- ・児童生徒自身の端末活用のスキルやモラル意識の向上に向け、学校の教育活動を工夫
- ・インターネットに接続できない環境の家庭に対して、学校に配置してあるモバイルルーターを活用することができる環境を整備

#### 6 その他

##### (1) 家庭でのインターネット接続環境

	小学校	中学校	計
整備済	21,939人 (97.1%)	11,098人 (98.9%)	33,037人 (97.7%)
整備されていない	649人 (2.9%)	129人 (1.1%)	778人 (2.3%)
計	22,588人 (100.0%)	11,227人 (100.0%)	33,815人 (100.0%)

(令和3年9月27日現在)

## (2) 未整備の家庭の状況

	小学校	中学校	計
整備する予定あり	179人 (27.6%)	35人 (27.1%)	214人 (27.5%)
整備する予定なし	218人 (33.6%)	57人 (44.2%)	275人 (35.3%)
その他	252人 (38.8%)	37人 (28.7%)	289人 (37.2%)
計	649人 (100.0%)	129人 (100.0%)	778人 (100.0%)

(令和3年9月27日現在)

### ※その他の主な内容

- ・保護者の携帯で接続できる
- ・現在、通信速度が遅い設定のため、双方向型の授業は難しい
- ・Wi-Fi環境はあるが、子ども1人ではさせたくない
- ・臨時休業時に預ける祖父母の家は、まだ、環境が整っていない など

新型コロナウイルス感染症による児童生徒の発生状況および  
「まん延防止等重点措置」の適用解除を踏まえた金沢市立学校の対応等について

令和3年10月20日 提出

金沢市教育委員会  
教育長 野口 弘

新型コロナウイルス感染症による児童生徒の発生状況および  
「まん延防止等重点措置」の適用解除を踏まえた金沢市立学校の対応等について

1 児童生徒の発生状況（令和3年度）

令和3年4月1日から9月30日までの期間において、金沢市立学校で新型コロナウイルス感染症の陽性となった児童・生徒数は次のとおりである。

	児童・生徒数						計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
小学校 (学校名を公表したもの)	2人	5人	2人	2人	0人	3人	14人
中学校 (学校名を公表したもの)	0人	6人	2人	5人	3人	4人	20人
市立工業高校	4人	1人	0人	0人	0人	0人	5人
学校名公表せず	2人	12人	1人	27人	106人	11人	159人
計	8人	24人	5人	34人	109人	18人	198人

## 2 「まん延防止等重点措置」等の解除に伴う金沢市立学校の対応について（令和3年9月29日時点）

本市を対象としていた「まん延防止等重点措置」の適用が解除されたことを踏まえ、各学校の対応を次のとおりとした。

### （1）学校における通常授業の継続に向けて

児童生徒の学びを保障するため、国のマニュアルによる対応を基本とし、通常の授業を継続する。

- ① 「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」および「近距離で一斉に大きな声で話す活動」などは可能な限り感染症対策を行ったうえで、リスクの低い活動から徐々に実施する。
- ② 身体的距離が十分にとれないときはマスクの着用を基本とするが、体育の授業等については、身体へのリスクを考慮して外してもよい。その際、換気、身体的距離の確保、咳エチケットの指導を徹底する。

### （2）校外の学習活動について

泊を伴う学校行事、遠足・社会見学・運動会等については、各学校の実情に応じて慎重に検討・判断し、実施する場合は感染症対策を徹底する。

### （3）部活動について

次の点を遵守しながら行う。

- ・可能な限り感染症対策を行ったうえで、リスクの低い活動から徐々に実施する。
- ・密集する運動や近距離で組み合ったり、接触したりする機会が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重に検討する。実施する場合は、感染症対策を徹底する。
- ・部活動前や終了後等、生徒同士で食事をすることは引き続き控える。
- ・活動時間は平日2時間程度、休日3時間程度とする。
- ・市内における練習試合等については、十分な感染症対策を講じたうえで実施を可能とするが、生徒の参加については保護者の同意を必要とする。

#### (4) その他の教育活動について

保護者及び地域の方々等の参観や来校する学校行事や学習活動については、各学校及び地域の実情に応じて、慎重に検討・判断する。実施する場合は、感染症対策を徹底する。

### 3 その他

これまで同様、引き続き実施する主な感染対策は次のとおりである。

#### ① 学校における感染症対策について

- ・国の衛生管理マニュアル・本市ガイドライン及び各通知等を遵守し、引き続き万全を期す。

#### ② 感染者が判明した際の臨時休業措置について

- ・保健所の調査が行われる間、一旦、学校全体を臨時休業とする。
- ・調査結果を踏まえ、学級閉鎖や学年閉鎖の実施、学校全体の臨時休業の延長、あるいは濃厚接触者等のみの出席停止など必要な措置を行う。

令和4年度 金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項について

令和3年10月20日 提出

金沢市教育委員会  
教育長 野口 弘

## 令和4年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項

### 1 出願資格

次の(1)、(2)又は(3)を満たし、かつ、(4)に該当する者とする。ただし、出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は、出願できない。

- (1) 令和4年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業し、又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号に掲げる者
- (4) 志願者及び保護者が石川県内（以下「県内」という。）に居住する者又は入学までに県内に居住することとなる者

### 2 募集定員

募集定員は、次のとおりとする。

学 科	募集人員
機 械 科	80人
電 気 科	40人
電 子 情 報 科	40人
建 築 科	40人
土 木 科	40人

### 3 出願手続

- (1) 入学志願者は、県内にある本校以外の公立の高等学校に併願することができない。ただし、本校の学科出願については、第2志望まで志願することができる。
- (2) 入学志願者は、所定の入学願書（以下「入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、原則として在学又は出身の中学校校長（以下「中学校長」という。）を経由して本校校長に提出する。
- (3) 入学検定手数料は、現金をもって納入するものとする。  
なお、郵送による出願を希望する場合は、簡易書留とし、入学検定手数料分の郵便局の定額小為替及び宛先を明記した返信用封筒（84円切手貼付）を同封し、期間内に必着で出願する。
- (4) 1の(2)に該当する者は、入学願書に出願資格確認書を添えるものとする。
- (5) 県外からの入学志願者及び1の(3)に該当する者は、入学願書に金沢市教育委員会が発行する入学志願許可書を添えるものとする。
- (6) 中学校長は、石川県教育委員会が定める調査書及び成績一覧表を本校校長に提出するものとする。

## 4 志願変更

### (1) 志願の変更

入学願書の提出後に、他の公立高等学校又は本校に設置する他の学科に志願を変更しようとする者は、1回に限りその志願を変更することができる。ただし、第2志望のみの変更、追加及び取消しは、認めない。

### (2) 志願変更手続

ア 志願変更を希望する者は、志願変更願を中学校長を経由して本校校長に提出し、入学願書及び入学検定手数料（現金）を取り下げ、志願変更証明書の交付を受け、新たに作成した入学願書に当該証明書及び入学検定手数料を添えて、変更先高等学校長に提出する。

なお、志願変更願を提出した者は、当該志願変更願に記入した変更先高等学校へ必ず出願手続をとらなければならない。

イ 本校に設置する他の学科に志願変更する場合も、アに準じて手続を行うこと。ただし、志願変更証明書に関する手続は不要とする。

ウ 県外からの入学志願者等で、志願変更に関する手続のうち、中学校長において処理されるべき事項について、志願変更期間内にその処理が困難な場合は、入学志願者において直接志願変更の手続ができるものとする。

## 5 出願及び志願変更等の期間

### (1) 入学願書受付期間

令和4年2月16日（水）から同月21日（月）まで。ただし、日曜日、土曜日は受付をしない。

また、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

なお、出願の特例措置については、11の(4)及び(5)によるものとする。

### (2) 志願者数公表

令和4年2月21日（月）午後3時30分に、本校において行う。

### (3) 志願変更期間（入学願書取下げ、変更出願）

令和4年2月25日（金）から同年3月1日（火）まで。ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。

### (4) 調査書等の提出期間

令和4年3月2日（水）から同月4日（金）まで。

なお、(1)、(3)及び(4)についての受付時間は午前9時から午後4時までとし、令和4年2月21日（火）及び同年3月1日（火）の受付時間は午前9時から午後3時までとする。

## 6 入学者の選抜

入学者の選抜については、それぞれの学科の特色を配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適性等を評価して、次のとおり合格者を決定するものとする。

(1) 入学者の選抜は、中学校長から提出される調査書及び成績一覧表による内申等並びに本校において実施する学力検査等の結果を資料として行う。

なお、選抜に当たっては、当初からの入学志願者と志願変更による志願者とは同等に取り扱う。

(2) 調査書及び成績一覧表による内申と学力検査の結果との相互関係等を十分考慮して審査する。なお、面接の結果も十分参考にする。

## 7 調査書

調査書は、石川県教育委員会が定める様式により、中学校長がその責任において作成する。

## 8 自己申告書

中学校において、欠席日数が、いずれかの学年で年間30日以上の方は、志願者本人の希望により、自己申告書を提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者本人が記載し厳封の上、中学校長に提出し、中学校長は調査書等の書類とともに本校校長に提出することとする。

## 9 学力検査等

(1) 学力検査は、令和4年3月8日（火）及び同月9日（水）の両日、入学志願者の全員について本校において行う。

(2) 1日目には、国語、理科及び外国語（英語「聞くことの検査」を含む。）の3教科の学力検査を次の日程で実施する。

3月8日（火）	9:00～9:50	10:10～11:00	11:20～12:10
	国語	理科	英語

\*各教科100点満点

(3) 2日目には、社会及び数学の2教科の学力検査と面接を次の日程で実施する。

3月9日（水）	9:00～9:50	10:10～11:00	11:15～
	社会	数学	面接

\*各教科100点満点（面接を除く。）

## 10 合格者の発表

学科別合格者の発表は、令和4年3月16日（水）正午に、本校内において受検番号の掲示をもって行う。

## 11 通学区域及び県外からの出願

(1) 本校の通学区域は、金沢市立工業高等学校の通学区域を定める規則（平成12年教育委員会規則第27号）の定めるところによるものとし、県内全域から出願することができる。

(2) 県外からの入学志願者は、金沢市立工業高等学校学則（昭和33年教育委員会告示第2号）第17条第3項に定める入学志願特別事情具申書を令和4年1月6日（木）以後に金沢市教育委員会に提出して入学志願許可を受け、当該入学志願許可書を添えて入学願書受付期間中に本校へ出願手続を終えなければならない。

なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。

(3) 福井県あわら市に在住する生徒で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定による、あわら市教育委員会と石川県加賀市教育委員会との間の事務の委託に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込みの者又は卒業した者については、県内からの入学志願者と同様に取り扱う。

(4) 転勤による県外からの一家転住、その他やむを得ない事情により所定の期間内に出席申請ができなかった者については、金沢市教育委員会において審査の上、特例として出席を認めることがある。

(5) (4)の特例措置による出席をする場合は、関係書類を整え中学校長を経由して金沢市教育委員会に申請し、許可を受けた後、その入学志願許可書を添えて、本校へ出席することができるものとする。

なお、その出席期間は、令和4年2月25日（金）から同年3月1日（火）午後3時までとする。

ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。

## 12 帰国生徒及び外国人生徒の出席

(1) 中学校に在籍する帰国後3年未満（外国人生徒にあつては、入国後3年未満）の生徒が出席する場合は、入学願書に海外在住状況説明書を添えて、出席申請を行うものとする。

(2) 外国の中学校を卒業見込みの者又は卒業した者が出席する場合は、海外在住状況説明書を添え、県外からの出席の申請に準じて行うものとする。

## 13 学力検査において特別な配慮を必要とする生徒の申請手続等

(1) 学力検査において特別な配慮を必要とする者は、入学願書出席開始日までに、学力検査に関する特別な配慮事項申請書により中学校長を経由して本校校長に申請するものとする。

(2) 本校校長は、金沢市教育委員会と協議の上、配慮事項について中学校長に通知するものとする。

(3) 特別な配慮事項については、石川県教育委員会が定める令和4年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項の例による。

## 14 推薦入学

次の学科について実施する。

(1) 募集人員 60人

学 科	募集人員
機 械 科	20人
電 気 科	10人
電 子 情 報 科	10人
建 築 科	10人
土 木 科	10人

(2) 出席資格

推薦入学を志願できる者は、令和4年3月に県内の中学校を卒業見込み又は修了見込みの者で、次に掲げる要件を満たし、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。

ア 当該学科を志望する動機及び理由が明確かつ適切であること。

イ 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。

ウ 調査書に優れた点や長所の記録を有すること。

エ 中学校長の推薦を得た者であること。

(3) 出願方法及び出願手続

ア 出願は、1人1学科に限る。

イ 推薦入学を希望する者（以下「推薦入学志願者」という。）は、所定の推薦入学願書（以下「推薦入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、中学校長を経由して本校校長に提出する。

なお、入学検定手数料の取扱い及び郵送による出願については、3の(3)に定めるところによる。

ウ 中学校長は、推薦入学願書、推薦書、志願理由書及び調査書に推薦入学願書送り状を添えて、本校校長に提出するものとする。

なお、成績一覧表は、令和4年3月2日（水）から同月4日（金）までに本校校長に提出すること。

(4) 出願期間

出願受付期間は令和4年1月31日（月）から2月2日（水）までとし、期間中の受付時間は午前9時から午後4時までとする。また、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

(5) 面接

ア 面接は、令和4年2月8日（火）に推薦入学志願者の全員について、本校において次により行う。

9:00～9:30	9:30～9:45	10:00～
受 付	氏名点呼及び注意事項伝達	面 接

イ 面接開始時刻に遅れたときは、本校校長に届け出て、その許可を受けなければ面接を受けることができない。

ウ 面接日時に面接を受けなかった場合には、追面接は行わない。

(6) 推薦入学者の選抜

ア 推薦入学志願者に対しては、教科の学力検査を行わない。

イ 本校校長は、中学校長から提出された推薦書、志願理由書及び調査書並びに面接の結果を資料として総合的に判断し、推薦入学合格内定者（以下「合格内定者」という。）を決定する。

(7) 合格内定者数の公表及び選考結果の通知

ア 令和4年2月15日（火）午前10時に、本校内において学科別合格内定者数を公表する。

イ 本校校長は、推薦入学選考結果通知書を作成し、令和4年2月15日（火）に各中学校長に送付する。

なお、合格内定者には、合格内定通知書を中学校長を通じて交付する。

(8) 合格者の発表

合格の内定を得た者について、令和4年3月16日（水）正午に、本校内において一般入学の合格者とともに発表する。

(9) 選考に漏れた者の取扱い

選考に漏れた者の取扱いについては、令和4年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項の例による。この場合において、入学検定手数料（現金）の取扱いについては、中学校長を通じて返却するものとするが、当該者が再度公立高等学校の一般入学に出願しない場合は、本校に当該入学検定手数料を納入するものとする。

## 15 一般入学の学力検査等における救済措置

### (1) 対象者

一般入学の学力検査等の一部又は全てを欠席した者のうち、本人からの申請に基づき、本校校長が審査し、次のア又はイに該当すると認められた者に対して、追検査を実施するものとする。

ア 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条の規定による学校において予防すべき感染症等により、特別な配慮によっても受検できなかった者

イ 風水震災その他の非常災害による交通遮断等により受検できなかった者

### (2) 申請及び審査

#### ア 申請

(ア) 中学校長は、追検査の受検希望者がいる場合は、当該生徒の状況及び意思を確認し、令和4年3月8日（火）及び同月9日（水）の両日とも原則午前9時までに、本校校長に対して電話にて伝える。

(イ) 受検希望者は、令和4年3月9日（水）の原則午後4時までに、中学校長を経由して本校校長へ追検査受検申請書を提出する。その際、追検査受検申請書には、受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類（医師の診断書、中学校長の副申書など）を添付する。

#### イ 審査

(ア) 本校校長は、申請書等を審査し、(1)ア又はイに該当すると認められる者に対して追検査の受検を許可する。

(イ) 本校校長は、令和4年3月10日（木）午後3時までに審査結果通知書及び追検査の受検を承認した場合は追検査受検許可書を中学校長に交付する。

(ウ) 中学校長は、審査結果を当該生徒に通知する。

### (3) 合格者の選抜

合格者の選抜は、調査書及び追検査の結果を総合して行うものとする。合格者は若干名とし、一般入学の合格者に追加する。

なお、虚偽の申請が明らかになった場合は、合格及び入学を取り消すこととする。

### (4) 追検査

ア 追検査は、令和4年3月25日（金）に本校において行う。

イ 追検査は、検査Ⅰ（国語、外国語（英語（「聞くことの検査」は行わない。）））、検査Ⅱ（理科、社会、数学）を次の日程により実施する。

3月25日（金）	8:20～8:40	9:00～9:40	10:00～11:00
	受 付	検 査 Ⅰ	検 査 Ⅱ

ウ 配点については、検査Ⅰについては、国語40点、英語40点の計80点満点、検査Ⅱについては、理科40点、社会40点、数学40点の計120点満点とする。

(5) 選抜結果の通知

本校校長は、選抜結果通知書を作成し、令和4年3月25日（金）に中学校長に送付する。また、合格者には、合格通知書を中学校長を通じて交付する。

なお、受検番号の掲示による合格者の発表は行わない。

16 その他

(1) 詳細については、石川県教育委員会が定める令和4年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項、令和4年度石川県公立高等学校全日制の課程入学志願者取扱要項及び令和4年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項による。

(2) 入学願書及び本校の募集案内は、各中学校へ送付する。また、郵送を希望する者は、宛先を明記し、250円分の切手を貼り付けた返信用封筒（角形2号）を同封して、本校へ直接申し込むものとする。

(3) 入学者募集に関する問合せ先

金沢市立工業高等学校（石川県金沢市畝田東1丁目1番地1）

電話（076）267－3101 （郵便番号920－0344）

令和3年度 金沢市社会教育功労者表彰について

令和3年10月20日 提出

金沢市教育委員会  
教育長 野口 弘

## 令和3年度 金沢市社会教育功労者表彰について

表彰式 日時 令和3年11月16日（火）午後1時30分

会場 金沢市第二本庁舎 3階 大研修室

氏名	所属団体・役職名
いずみ まさお 泉 雅 夫	金沢市田上公民館 副館長
おけがわ はるひで 桶 川 治 秀	金沢市立高岡中学校PTA 副会長 金沢市PTA協議会 副会長
さかもと しげお 坂 本 繁 夫	金沢市長田町公民館 館長
さの たいじ 佐 野 大 示	ボーイスカウト金沢第10団ベンチャー隊 隊長 ボーイスカウト金沢地区 指導者養成委員長
だんぎ しょ 談義所 みゆき	杜の里子ども会連合会 指導員 金沢市子ども会連合会 財政部長
てらやま たてお 寺 山 建 夫	金沢市医王山公民館 館長
はしもと さちこ 橋 本 幸 子	泉野校下婦人会 会長 金沢市校下婦人会連絡協議会 福祉保健委員長
むとう ひろゆき 武 藤 廣 行	金沢市長土堀公民館 館長

※五十音順

資 料
議案第 25 号

令和4年度

<p>金沢市立小・中学校における 教育課程編成・実施の基本方針</p>
---

令和3年10月  
金沢市教育委員会

令和3年1月に、中央教育審議会より「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」が示された。答申には、「急激に変化する時代の中で、我が国の学校教育には、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできる資質・能力を育成することが求められており、その資質・能力を育むためには、新学習指導要領の着実な実施が重要である。」と記されている。

本市においては、平成28年度より既に実践している「金沢型学校教育モデル」において、児童生徒が「何を学ぶか」という内容として「金沢型学習プログラム」、「どのように学ぶか」という方法として「金沢型学習スタイル」、それらを支える学びの土台として「金沢型小中一貫教育」という3つの要素から、資質・能力の育成を目指してきた。

「金沢型学習プログラム」は、全小・中学校の基準となる学習内容を明確にすることにより、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成や金沢への愛着と誇りがもてる教育を推進することを目的としている。具体的には、「金沢ベーシックカリキュラム」「金沢ふるさと学習」「金沢『絆』活動」の3つの内容を示している。

本基本方針は、各学校において「金沢型学習プログラム」に基づく教育活動を実践するに当たっての「教育課程編成の基本的な考え方」「教育課程実施の基本的な考え方」「教育課程編成・実施の留意事項」「新型コロナウイルス感染症対策と学びの保障の両立に向けての留意事項」について定めたものである。

これに基づき、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、各学校においては、子供たちが自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力を明確にしながら、地域・家庭との連携・協働により、その実現を図っていく「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し「カリキュラム・マネジメント」を促進することが大切である。

## I 教育課程編成の基本的な考え方

### 1 金沢ベーシックカリキュラムに基づく特色ある教育課程の編成

金沢ベーシックカリキュラムは、全小・中学校の基準となる知・徳・体の調和のとれた特色ある教育課程であり、各教科の教育課程に加え、道徳教育、人権教育、健康教育等の年間指導計画例も示している。各学校においては、これを基準として、児童生徒の実態や地域の特色等を踏まえた「特色ある学習内容」を加え、学校独自の教育課程を編成する。

- (1) 各学校においては、金沢ベーシックカリキュラムを基準に、全国学力・学習状況調査や県基礎学力調査、県評価問題、定期テスト、単元末テスト、新体力テスト等の結果を有効に活用したり、金沢及び地域の資産を生かした学習を各教科等に位置付けたりして、「特色ある学習内容」を充実させ、学校独自の教育課程を編成する。

- (2) 各学校においては、金沢ベーシックカリキュラムにおいて明記した【小学校との関連】【中学校との関連】を生かしながら、中学校区の小・中学校の各種調査結果を分析し、「特色ある学習内容」を充実させ、学校独自の教育課程を編成する。
- (3) 道徳教育の指導計画について、全体計画及び年間指導計画の改善・充実、各教科等との関連を図り、自校の実態に即した教育課程となるよう編成する。
- (4) 人権教育の指導計画について、全体計画及び年間指導計画の改善・充実、各教科等との関連を図り、自校の実態に即した教育課程となるよう編成する。
- (5) 健康教育の指導計画について、健康教育推進プラン2019に基づき、全体計画及び年間指導計画の改善・充実、各教科等との関連を図り、自校の実態に即した教育課程となるよう編成する。

## 2 金沢ふるさと学習の推進

「金沢ふるさと学習」は、金沢のもつ伝統や文化、自然、歴史、食などの多様な素材や人材を活用し、金沢について学び、考え、かかわり、広めることを通して、金沢のまちに愛着と誇りをもち、まちづくりの担い手を育むことをめざす学習である。

- (1) 小学校第1・2学年においては、生活科又は学級活動の時間の中で、小学校第3学年から中学校第3学年までは、総合的な学習の時間の中で定められた時数を下限として教育課程を編成する。
- (2) 各学年のテーマ、ねらい及びねらいを達成するために設定した単元は、全小・中学校で共通のものとする。なお、学校の実情や地域の実態に応じて、扱う素材については各学校において選択して、教育課程を編成する。
- (3) 指導資料に示した身に付けさせたい資質・能力及び態度を育成できるように、各学校の教育課程を充実する。
- (4) これまでのユネスコスクールとしての取組を「金沢SDGs」の視点で点検・再評価したことを踏まえて、各学校の実情に応じて総合的な学習の時間の教育課程を充実する。

※「SDGs」とは、「持続可能な開発目標」の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）から構成される。

※2019年4月からスタートした「金沢SDGs」には、金沢でSDGsを効果的に進めるにあたり、「金沢の風土、歴史、文化を踏まえること」、「経済、社会、環境の3つの側面を包括的に捉えること」という視点から5つの方向性が示されている。（「金沢市SDGs未来都市計画」は、以下のURLを参照）

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/11001/kanazawa-sdgs/kanazawa-sdgs.html>

[5つの方向性]

1. 自然、歴史、文化に立脚したまちづくりをすすめる
2. 環境への負荷を少なくし資源循環型社会をつくる
3. 次代を担う子供たちの可能性を引き出す環境をつくる
4. 誰もが生涯にわたって学び活躍できる社会風土をつくる
5. 文化や産業に革新的イノベーションが起きる仕組みをつくる

### 3 金沢「絆」活動の推進

金沢「絆」活動は、「金沢子どもかがやき宣言」に基づく実践を通して、人と人との絆を大切にしながら、責任感、思いやり、向上心、行動力、コミュニケーション能力などの心と力を磨く児童会・生徒会活動である。金沢「絆」会議の開催、各中学校区における金沢「絆」プロジェクトの実施、金沢「絆」の日の設定の3つの取組により活動を推進していく。

- (1) 「金沢子どもかがやき宣言」に基づいた具体的な実践については、金沢「絆」会議で協議・決定したテーマを基に、地区別「絆」会議を開催するとともに、校区の実態に応じた具体的な取組を協議・決定する。各学校の児童会・生徒会における金沢「絆」プロジェクトの主体的な取組につなげることで、児童生徒相互の好ましい人間関係の育成や基本的な生活習慣、社会規範を身に付けることができるよう、各学校において特色ある教育課程を編成する。
- (2) 金沢「絆」の日については、児童会・生徒会が中心となり、保護者・地域と連携しながら、人と人とのつながりを大切にした活動を実施するため、各学校において特色ある教育課程を編成する。

### 4 特別支援学級、通級指導教室における教育課程の編成

国の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（H24.7）等を踏まえ、各学校においては、特別な支援を必要とする児童生徒について、その障害等についての理解を進め、「金沢市特別支援教育指針（第2次）」（R2.12改定）の基本理念に基づき、すべての児童生徒が、自立と社会参加を見据え、共に学び、互いに理解し合う中で、一人一人の教育的ニーズに配慮しながら、自己の可能性を最大限に伸ばせるよう、多様できめ細やかな教育課程を編成することが重要である。

- (1) 日々の観察において、学校生活の様子や学習状況等を把握するとともに、保護者との面談等を行い、家庭生活の様子や生育歴・相談歴、障害の程度等を考慮のうえ、一人一人の教育的ニーズに応じた、適切な教育課程を編成する。
- (2) 特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒について、関係機関と連携し、「個別の教育支援計画」を作成するとともに、それに基づいた教育課程を編成する。

- (3) 「特別の教科 道徳」については、「各教科等を合わせた指導」を教育課程に位置付ける場合、「各教科等を合わせた指導」の中で行うと捉え、教育課程を編成することもできる。ただし、知的障害のない児童生徒に対しては、道徳科の教育課程を編成し、時間割上にも明記する必要がある。
- (4) 「自立活動」については、「各教科等を合わせた指導」を教育課程に位置付ける場合、「各教科等を合わせた指導」の中で行うと捉え、教育課程を編成することもできる。ただし、知的障害のない児童生徒に対しては、自立活動の教育課程を編成し、35時間以上位置付けるとともに、時間割上にも明記する必要がある。

## 5 信頼される学校づくりに向けた教育課程の編成

教職員と保護者、地域住民が共に学校の教育活動をつくる時代にあっては、「社会に開かれた教育課程」を編成していくことが必要となる。広く市民が教育課程を理解することができるよう、各学校においては、児童生徒や地域の現状に関する調査結果等に基づき、保護者や地域住民のニーズを把握するとともに、それらを生かした教育課程を編成することが重要である。

- (1) 公開授業の設定、様々な教育活動への参加・参画等、保護者や地域住民が、教育課程への理解を深めることができるように、教育課程を編成する。
- (2) 教職員が行う自己評価や学校運営協議会による評価結果を生かして教育課程の改善を図る。
- (3) 各学校の優先健康課題に対する健康教育、地域と連携した防犯・防災訓練等の安全教育や防災教育など、保護者や地域住民と連携した教育課程を編成する。
- (4) 地域の人材や施設、近隣の教育機関等との連携を意識した教育課程を編成する。

## II 教育課程実施の基本的な考え方

### 1 教育課程実施における量的な把握と質的な把握

- (1) 各学校における教育課程の実施に当たっては、「令和4年度金沢市立小中学校の標準授業時数（別表1、別表2）」を下回ることはないよう、計画的な実施のために必要な時数管理を行う。また、年間指導計画一覧表を活用して進捗確認を行うなど、適切な履修状況の確認及び教育課程実施状況の量的な把握について工夫し、課題が見られた場合は速やかに、組織的に対応する。
- (2) 金沢型学習スタイルに基づく授業改善、ねらいや学習課題とまとめの整合性、年間指導計画に基づいた道徳科の実施等の教育課程実施内容の充実のために、例えば、週案の形式や内容記載の統一、チェックシートの活用等、教育課程の質的な把握について工夫し、課題が見られた場合は速やかに、組織的に対応する。

## 2 各学校における特色ある教育課程の実施

- (1) 学力調査や体力・運動能力調査の結果に基づき、自校の児童生徒の実態を踏まえ、定着が不十分な学習内容等について、まとめや習熟の時間を設ける等、必要に応じて教育課程の見直しを図り、適切に実施する。
- (2) 各学校の「特色ある学習内容」については、確実に実施するとともに、成果や課題を検証し、次年度の教育課程編成に反映させる。

## 3 特別な支援を必要とする児童生徒に対する教育課程の実施

- (1) 特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒の教育課程について、実態に合わない場合は、年度内であっても修正を行うとともに、教育課程の実施についての成果や課題を、次年度の教育課程に反映させる。
- (2) 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒については、作成された「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づいて、学習の状況や結果の評価を行い、必要に応じて適切に教育課程を実施する。

## 4 信頼される学校づくりに向けた教育課程の実施

- (1) 教職員が行う自己評価や学校運営協議会による評価結果を、教育課程の実施に生かすとともに、必要に応じて教育課程の見直しを行う。
- (2) 児童生徒による授業評価や保護者等の学校関係者による評価、学校運営協議会による評価については、保護者や地域住民に分かりやすく結果を公表する。

# Ⅲ 教育課程編成・実施の留意事項

教育課程の編成・実施に当たっては、教育活動で生じる諸問題や、児童生徒の実態、学校評価や教育課程の実施状況の評価等に基づく課題を踏まえ、学校の教育課程編成方針や各担当者の役割を明確にして、校長の監督のもと、組織的に行うことが重要である。

## 1 指導計画の内容

- (1) 小学校において編成する教育課程
  - ・令和4年度使用小学校用教科書については、学年によって、給与済の教科書を引き続き使用する教科があるため、教育課程の編成に留意する。

生活科	第2学年（東京書籍	令和3年度版を給与済
図画工作科	第2学年（日本文教	令和3年度版を給与済
	第4学年（日本文教	令和3年度版を給与済
家庭科	第6学年（日本文教	令和3年度版を給与済
	第6学年（開隆堂	令和3年度版を給与済

体育科（保健） 第4学年（東京書籍 令和3年度版を給与済）  
 第6学年（東京書籍 令和3年度版を給与済）

※教育課程については、K-1 2ライブラリに掲載した金沢ベーシックカリキュラムを基準として編成する。

## (2) 中学校において編成する教育課程

- 令和4年度使用中学校用教科書については、学年によって、給与済の教科書を引き続き使用する教科があるため、教育課程の編成に留意する。

国語科（書写）	第3学年（光村図書	令和2年度版を給与済）
	第2学年（光村図書	令和3年度版を給与済）
社会科（地理的分野）	第2学年（帝国書院	令和3年度版を給与済）
社会科（歴史的分野）	第3学年（育鵬社	令和2年度版を給与済）
	第2学年（育鵬社	令和3年度版を給与済）
音楽科（一般）	第3学年（教育芸術社	令和3年度版を給与済）
音楽科（器楽合奏）	第3学年（教育芸術社	令和2年度版を給与済）
	第2学年（教育芸術社	令和3年度版を給与済）
美術科	第3学年（光村図書	令和3年度版を給与済）
保健体育科	第3学年（東京書籍	令和2年度版を給与済）
	第2学年（東京書籍	令和3年度版を給与済）
技術家庭科（両分野）	第3学年（東京書籍	令和2年度版を給与済）
	第2学年（東京書籍	令和3年度版を給与済）

※教育課程については、K-1 2ライブラリに掲載した金沢ベーシックカリキュラムを基準として編成する。

## (3) 各学校の教育課程に位置付ける指導計画

### ① 道徳教育

- 「道徳教育全体計画」については「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」「中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」を踏まえ、「基本的把握事項」及び「具体的計画事項」について適切に記載する。
- 「道徳教育全体計画（別葉）」については、各教科、英語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の時間、特色ある教育活動や豊かな体験活動等における道徳教育の方針、内容及び時期を一覧にまとめ、「特別の教科 道徳」が道徳教育の要としての役割を果たせるように作成する。
- 「道徳教育年間指導計画」については、「金沢ベーシックカリキュラム道徳科」を基準として、各学校の道徳教育の状況やそれに伴う児童生徒の実態等を考慮して、主題の配列、重点的指導、各教科等の体験活動との関連的指導など、指導の効果を高めるための創意工夫を行い、本カリキュラムの「特色ある学習内容」欄に、学校独自の内容等を追加する。
- 各学校においては、「私たちの道徳」「いしかわ版道徳教材」「映像資料集」「映像資料集2」の活用推進に向けて、年間指導計画の中に「資料名」等を記載する。なお、学期に1回程度「いしかわ版道徳教材」を活用した学習を指導計画に位置付ける。
- 指導計画については、道徳教育推進教師を中心として、全教師の主体的な参画により作成する。

## ② 人権教育

- ・「人権教育全体計画」については、人権教育を通じて培われるべき資質・能力（ア知識的側面、イ 価値的・態度的側面、ウ 技能的側面）を踏まえ、児童生徒の実態に応じた課題を把握し、指導の重点を明確にして作成する。
- ・「人権教育年間指導計画」については、各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連、授業における部落差別の歴史理解のためのDVDの活用方法を明確にして作成する。
- ・人権教育の全体計画及び年間指導計画については、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～実践編～」（H20.3）及び「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕補足資料」（R3.3）に基づき、人権教育担当者を中心として、全教師の主体的な参画により作成する。

## ③ 健康教育

- ・「健康教育全体計画」については、学校教育目標、児童生徒の実態、健康教育の目標、各学年の発達段階に応じた健康教育の目標、自校の優先健康課題や到達目標等について記載するとともに、7つの重点健康課題の取組について、各教科等や特別活動との関連や家庭・地域との連携等を明確にして作成する。
- ・「健康教育年間指導計画」については、自校の優先健康課題の目標や内容を明示するとともに、各教科等との関連及び家庭や地域との連携等を考慮して、各月の活動内容を具体的に記載する。
- ・健康教育の全体計画及び年間指導計画については、保健主事又は健康教育担当者を中心として、全教師の主体的な参画により作成する。

## 2 教育課程の編成・実施に向けた各担当者の役割

教育課程の編成・実施に当たっては、学級担任及び教科担当者等が、教育課程実施上の課題等について、次年度の教育課程編成に反映させるという視点を持つとともに、各担当者の役割を明確にして、学校全体で組織的に取り組むことが大切である。

### (1) 主幹教諭・教務主任の役割

- ・主幹教諭・教務主任は、教育課程の編成に当たって、管理職の指導のもと、各学校の教育課程編成方針を明確にして、全職員による組織的な編成体制を構築する。また、教育課程の実施状況をきめ細かに把握するとともに、課題が見られた場合は、速やかに組織的に対応する。

### (2) 研究主任（学力向上担当者）の役割

- ・研究主任（学力向上担当者）は、教育課程の編成に当たって、各種学力調査の結果等を各教科の「特色ある学習内容」に反映させるために、自校の学力の現状を把握し、課題を明確にする。また、教育課程の適切な実施に向けて、全体研究会や分科会、学年会や教科部会等を活用し、指導方法の工夫や教材開発等、教育課程の質的な向上について組織的に対応する。

### (3) 生徒指導主事の役割

- ・生徒指導主事は、教育課程の編成に当たって、児童会・生徒会担当者と連携し、金沢「絆」活動において、児童会・生徒会の主体的な活動が推進されるよう、自校の教育課程を工夫する。また、教育課程の適切な実施に向けて、生徒指導の状

況を把握し、見られた課題について組織的に対応する。

(4) 進路指導主事等の役割

- ・進路指導主事及び小学校進路指導担当者は、教育課程の編成に当たって、児童生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、自校の教育課程を工夫するとともに、「キャリア・パスポート」を活用するに当たっては、学級活動を中心に教育課程の編成の際に、どの場面で活用するのかを明記するようにする。また、教育課程の適切な実施に向けて、進路指導の状況を把握し、見られた課題について組織的に対応する。

(5) 保健主事等の役割

- ・保健主事又は健康教育担当者は、健康教育の指導計画作成及び教育課程の編成に当たって、自校の健康課題を明確にして、児童生徒の健康や体力の向上に資するよう指導計画作成するとともに、各教科等の「特色ある学習内容」の欄に指導計画との関連を明記するなど、教育課程の充実を図る。また、指導計画及び教育課程の適切な実施に向けて、取組状況を把握し、見られた課題について組織的に対応する。

(6) 道徳教育推進教師の役割

- ・道徳教育推進教師は、道徳教育の指導計画作成及び教育課程の編成に当たって、自校の道徳教育の課題を明確にして、児童生徒の道徳性の育成に向けて指導計画作成するとともに、各教科等の「特色ある学習内容」の欄に指導計画との関連を明記するなど、教育課程の充実を図る。また、指導計画及び教育課程の適切な実施に向けて、取組状況を把握し、見られた課題について組織的に対応する。

(7) 人権教育担当者の役割

- ・人権教育担当者は、人権教育の指導計画作成及び教育課程の編成に当たって、自校の人権教育の課題を明確にして、人権教育の目標達成に向けて指導計画作成するとともに、各教科等の「特色ある学習内容」の欄に指導計画との関連を明記するなど、教育課程の充実を図る。また、指導計画及び教育課程の適切な実施に向けて、取組状況を把握し、見られた課題について組織的に対応する。なお、人権教育の一層の推進のため、部落差別の歴史理解のためのDVDを校内研修等において積極的に活用する。

(8) GIGA スクール推進リーダーの役割

- ・GIGA スクール推進リーダーは、情報活用能力体系表及び情報モラル教育カリキュラム表を作成するとともに、教育課程の編成に当たって、GIGA スクール推進委員会を開催するなど、学校全体で ICT 機器を有効に活用しながら授業改善を図ることができるよう組織的に対応する。

(9) 各種教育担当者の役割

- ・各種教育担当者は、各種教育の指導計画作成及び教育課程の編成に当たって、自校の各種教育の課題を明確にして、各種教育の目標達成に向けて指導計画作成するとともに、各教科等の「特色ある学習内容」の欄に指導計画との関連を明記するなど、教育課程の充実を図る。また、指導計画及び教育課程の適切な実施に向けて、取組状況を把握し、見られた課題について組織的に対応する。

### 3 特別な支援を必要とする児童生徒の教育課程の編成・実施に向けた各担当者の役割

特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒の教育課程の編成・実施並びに特別な支援を必要とする児童生徒の教育課程の実施に当たっては、「金沢市特別支援教育指針（第2次）」（R2.12改定）の「7つの基本方針」等を踏まえ、学級担任及び教科担当者等が、教育課程実施上の課題等について、次年度の教育課程編成に反映させるよう、各担当者の役割を明確にして、学校全体で組織的に取り組むことが大切である。

#### （1）特別支援教育コーディネーターの役割

- ・特別支援教育コーディネーターは、特別支援学級に在籍する児童生徒の教育課程編成に当たって、児童生徒の成長や課題を明確にしたうえで、一人一人の教育的ニーズに応じた教育課程となるよう工夫する。また、校内委員会を開催するなど、複数の教職員で組織的に編成できるようにする。

#### （2）特別支援学級担当者の役割

- ・特別支援学級担当者は、一人一人の教育的ニーズを把握し、主幹教諭・教務主任等と協力して教育課程を編成する。基本的には、小・中学校の学習指導要領に基づき行うが、学級の実態や児童生徒の障害を考慮の上、特別支援学校の学習指導要領を参考にして、児童生徒の実態に合った教育課程を編成する。また、教育課程の実施においては、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用し、PDCAサイクルに基づいた指導内容や指導方法の改善及び充実を図る。

#### （3）通級指導教室担当者の役割

- ・通級指導教室担当者は、児童生徒が在籍する学校の学級担任等と連携し、一人一人の教育的ニーズを把握し、通常の学級における集団での指導目標、通級指導教室における指導目標を明確にしたうえで、自立活動の目標や内容を参考に教育課程を編成する。

### 4 教育課程実施状況の把握と改善

#### （1）各種調査による教育課程実施状況の把握と改善

- ・各種学力調査や体力・運動能力調査等の結果から、教育課程の実施状況を把握し、改善に努める。

#### （2）学校評価による教育課程実施状況の把握と改善

- ・教育課程の実施状況については、「学校評価ガイドライン〔平成28年度改訂〕」（H28.3.22付）及び「令和4年度金沢市学校評価ガイドライン」（R4.3送付予定）に沿って実施される学校評価の中で、重要な要素（指標・データ）となることから、客観的な評価となるよう工夫する。
- ・教育課程の実施状況等の評価結果は、次年度の教育課程編成に生かすとともに、その評価結果を保護者等に適切に説明するよう努める。

## 5 教育課程編成・実施に向けて留意すべき内容・授業時数等

- (1) 小学校及び中学校の各学年における各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は金沢市が定めた「別表1」「別表2」に示す授業時数を標準とする。
- (2) 年間授業時数については、1単位時間を小学校では45分、中学校では50分で行った授業によって「別表1」「別表2」に示す授業時数を確保することに留意する。
- (3) 指導内容の確実な定着を図るために必要がある場合は、年間授業時数の標準を上回る適切な指導時間を確保する。また、「金沢市立小学校、中学校管理規則」に則り、特色ある教育課程を編成・実施するために、校長の裁量を生かし、長期休業日及び週休日等に授業を実施できることに留意する。
- (4) 土曜授業（児童生徒に代休日を設けず、土曜日を活用して教育課程内の教育活動を行うもの）については、各学校の裁量で実施してもよいこととするが、実施回数は学期に原則1回程度とする。また、週休日等を活用した授業（児童生徒に代休日を設け、土曜日等を活用して教育課程内の教育活動を行うもの）についても、各学校の裁量とする。
- (5) 長期休業日や週休日等に授業をする場合は、児童生徒の負担過重や健康管理等に配慮し、保護者にその趣旨等を周知し十分理解を得るようにする。
- (6) 週ごと、月ごと、学期ごとに授業時数の管理や学習の進捗状況の把握を行うなど教育課程の実施状況等については、学級担任や教科担当者等が点検・評価する。
- (7) 総合的な学習の時間についてはその趣旨を踏まえて、児童生徒の探究的な学習となるような探究課題を設定するとともに、特別活動の安易な代替につながらないよう教育課程を編成・実施する。
- (8) 「金沢ふるさと学習」については、次のとおり実施する。
  - ・小学校では、第1・2学年は4単位時間、第3・4学年は7単位時間、第5・6学年は12単位時間を下限とする。
  - ・中学校では、第1学年は8単位時間、第2学年では10単位時間、第3学年では12単位時間を下限とする。
  - ・「金沢ふるさと学習指導資料」に示す中学校第1学年の学習内容と中学校第2学年の学習内容については、入れ替えて実施することが可能であることから、学校の実情や地域の実態に応じて教育課程を編成する。
- (9) 小学校英語活動・英語科とショートタイムは、次のとおり指導計画に位置付け充実を図るとともに、実施に当たっては、週案及び年間指導計画に、その指導内容を記載し、時数の集計を確実に行う。
  - ・第1・2学年はショートタイム15分30回で10単位時間とする。

- ・第3・4学年は英語科35単位時間、ショートタイム15分36回で12単位時間とする。
  - ・第5・6学年は英語科70単位時間、ショートタイム15分36回で12単位時間とする。
  - ・授業時数の増加に伴う時間割編成については、「金沢市小中一貫英語教育のさらなる推進に向けて〔答申〕」（H31.2）に基づき、各学校においては、委員会やクラブ活動の時間の扱い方や長期休業の利用等により、実情に合わせて日課や時間割編成を工夫して教育課程を編成する。
  - ・クラブ活動の時間については「小学校における特別活動（クラブ活動）の授業時数等について（通知）」（H30.11.20）のとおり、年間10単位時間以上（原則月1回程度）とする。
- (10) 児童生徒の情報活用能力については、各学校の実態に応じた「情報活用能力体系表」作成し、各教科等の問題解決的な学習過程を通して育成できるよう、工夫して教育課程を編成する。
- (11) 各教科等の時数の配当に当たっては、各種調査の実施及びまとめや習熟の時間の設定について適切に配慮するとともに、定着が不十分な単元の履修等については、十分な時間を掛けられるよう工夫して教育課程を編成する。
- (12) 金沢ベーシックカリキュラムの「主な学習内容」を変更する場合は、各教科の「特色ある学習内容」の欄に別ページの内容を指導することが分かるように明記するとともに、別ページに「主な学習内容」を作成する。但し、金沢ベーシックカリキュラムが金沢市立小・中学校の教育課程の基準であることを踏まえて、必要最小限の変更となるように留意する。
- (13) 小学校において実施する「プログラミング教育」については、「金沢市立小学校プログラミング教育ベーシックカリキュラム（第二版）」（R2.3改訂）に基づいて、児童がプログラミングを楽しみながら体験することをおして、プログラミングの働きやよさに気づき、プログラミング的思考を育成することを目指し、各学校のカリキュラム・マネジメントにより実施する。なお、第3・4学年においては、10時間を下限（学校裁量で増時することも可能）として実施する。
- (14) 特別活動における「キャリア・パスポート」について学習指導要領特別活動第2〔学級活動〕3内容の取扱いの「指導に当たっては学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、児童・生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること」のとおり、「キャリア・パスポート」を活用するに当たっては、学級活動を中心に教育課程の編成の際に、どの場面で活用するかを明記する。

## 6 特別支援学級の教育課程編成・実施に向けて留意すべき内容・授業時数等

- (1) 教育課程の編成に当たっては、教科・領域に偏りが生じることがないように学習内容について確認する。また、児童生徒にとって豊かな経験や学習ができるよう教育課程を工夫する。
- (2) 教育課程の編成に当たっては、前年度の教育課程を基に、一人一人の教育的ニーズや発達段階に合わせるとともに、児童生徒の生活年齢にふさわしいものとなるよう考慮する。また、年間総授業時数は当該学年の年間総授業時数を下回らないよう編成する。
- (3) 教育課程の実施状況については、児童生徒一人一人が実際に授業を受けたかどうかについて個別に時数の把握をする。欠席・早退等の授業を受けていない時間については、教育課程の実施時数に含めない。
- (4) 教育課程の実施時数については、同一教科の時数であっても、特別支援学級における指導の時数と交流学級における指導の時数とを分けて把握する。
- (5) 「学級活動」については、児童生徒が在籍する特別支援学級を単位として行い、学級担任が指導する。
- (6) 「特別の教科 道徳」については、児童生徒に合わせて具体的に指導内容を設定し、在籍する特別支援学級で指導する。児童生徒によっては、「各教科等を合わせた指導」の中で指導することもできるが、その場合においても、関連する単元、指導内容が分かるように記載する。

## 7 G I G Aスクール構想に基づく教育課程の実施に向けて留意すべき内容

G I G Aスクール構想の実施に当たっては、「G I G Aスクール構想の実現へ 1人1台端末は令和の学びのスタンダード」（文部科学省 R2.6）及び金沢市教育委員会が作成する「金沢市立小・中学校 学校の情報化推進計画」（R3.1）、「金沢市立小・中学校 情報化年次計画」（R3.1）、「I C T版金沢型学習スタイル」（R3.1）に基づき、多様な児童生徒を誰1人取り残すことのない公正に個別最適化された学びの実現を目指すとともに、I C Tを活用した「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善を実践することが大切である。

- (1) 学習用端末等については、各教科、英語活動、総合的な学習の時間及び特別活動等、全ての学習活動において積極的に活用を図るとともに、教科・学年・学級間で偏りが生じないよう留意する。
- (2) 各教科等の指導においては、育成すべき資質・能力を見据えたうえで、各教科等の特質やI C Tを活用する利点などを踏まえて、I C Tを活用する場面と活用しない場면을効果的に組み合わせて行う。

- (3) 各学校においては、「ICT版金沢型学習スタイル」に基づき、計画的・段階的にICTを活用した授業を実践する。その際、「ICT版金沢型学習スタイル」の基盤である「『だれでも』『いつでも』『すぐに』使えます」を参考にしたり、ICT支援員等の外部人材を効果的に活用したりする。

## IV 新型コロナウイルス感染症対策と学びの保障の両立に向けての留意事項

新型コロナウイルス感染症対策と学びの保障の両立に当たっては、

- ・市立学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理ガイドライン
- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル  
～『学校の新しい生活様式』～(R3. 4. 30)
- ・感染症対策と学びの保障『金沢型パッケージ(第2次)』  
(定例市教委・校長会議の配付資料 R3. 4. 9)

等に基づき、感染症対策を講じたうえで、学びの保障に努めるとともに、自校で感染者が発生した場合は速やかに、組織的に対応することが大切である。

### 1 児童生徒の「学びの保障」のための教育活動

児童生徒の「学びの保障」のための教育活動に当たっては、学校における感染症対策に万全を期すとともに、やむを得ず臨時休業を行わなければならない場合であっても、以下の点に留意し、児童生徒の学びを止めず、学校ならではの学びを最大限確保することが大切である。

- (1) 臨時休業中も、学びを止めない。
- ・「金沢型「GIGAスクール構想」1人1台端末活用ハンドブック」(R3. 5. 10)に基づき、学校の実情に応じてオンラインを活用した授業行う。
- (2) 学校ならではの学びを最大限確保する。
- ・感染症対策を講じたうえで、金沢型学習スタイル及びICT版金沢型学習スタイルに基づき「主体的・対話的で深い学び」の実践に努める。その際、対話的な学びとは、グループワークやペアワーク等による話し合い活動等の学習形態のみを示すものではないことを留意し、タブレット端末等のICT機器を効果的に活用したり、先哲や作者等の考えに触れたりすることで自己の考えを広げるなどの学習活動を工夫する。

## 2 各教科等の指導における感染症対策について

- (1) 各教科等の指導においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止の3つの基本、「①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い」について児童生徒に理解させるとともに、下記の点に留意する。
- ・換気の悪い密閉空間をさけるため換気を徹底する。
  - ・多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮をする。
  - ・近距離での会話や大声での発生をできるだけ控える。 等
- (2) 下記に示す「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」（「★」はこの中でも特にリスクが高いもの）については、可能な限り感染症対策を行ったうえで、本市の感染状況を踏まえ、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討してもよい。その際、手洗い指導の徹底、体調に不安のある児童生徒の不参加を認めることなどについても留意する。
- ・児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワークやペアワーク、及び近距離で一斉に大きな声で話す活動（★）
  - ・児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察
  - ・室内で児童生徒が近距離で行う合唱及び管楽器演奏（★）
  - ・児童生徒同士が近距離で活動する共同製作等の表現や鑑賞の活動
  - ・児童生徒同士が近距離で活動する調理実習（★）
  - ・児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動（★） 等
- (3) 感染症対策を講じてもお感染のリスクが特に高い一部の実技指導等においては、指導（単元や題材）の順序（時期等）の変更等が考えられる。
- (4) 感染症対策を講じながら、可能な限り、授業や部活動、各種学校行事等の教育活動を継続し、児童生徒の健やかな学びを保障する。

## 令和4年度 金沢市立小中学校の標準授業時数

### 【小学校】

(別表1)

区分	各教科											総合的な学習 の時間	特別活動	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	英語	道徳			
第1学年	306		136		102	68	68		102		34		34	850
第2学年	315		175		105	70	70		105		35		35	910
第3学年	245	70	175	90		60	60		105	35	35	70	35	980
第4学年	245	90	175	105		60	60		105	35	35	70	35	1015
第5学年	175	100	175	105		50	50	60	90	70	35	70	35	1015
第6学年	175	105	175	105		50	50	55	90	70	35	70	35	1015

※ この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。

※ 第1・2学年の英語活動については、年間10単位時間のショートタイム授業を行う。

※ 第3～6学年の英語科については、上記授業時数に加えて年間12単位時間のショートタイム授業を行う。

### 【中学校】

(別表2)

区分	各教科										総合的な学習 の時間	特別活動	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術家庭	外国語	道徳			
第1学年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	50	35	1015
第2学年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	70	35	1015
第3学年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	70	35	1015

※ この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。

### 【共通】

※ 授業時数確保の観点から、短縮授業など、安易な日課変更は行わないこととする。

※ 教育課程の編成・実施に当たっては、「別表1」「別表2」に定める授業時数を下回ることがないようにする。

※ 「別表1」「別表2」に定める授業時数を上回って教育課程を編成・実施する場合は、児童生徒の負担過重にならないよう配慮する。